

南砺市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、南砺市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認定し、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号の事業所等に対して、消防団活動に協力している証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長及び自治振興会長、自主防災会長その他の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、南砺市消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。表示の有効期間満了に伴う再交付の申請も同様とする。

2 消防団長等は、南砺市消防団協力事業所推薦書（様式第2号）により表示証を交付する事業所等を市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、消防関係法令に違反していると認める事業所等は除くものとする。

- (1) 消防団員である従業員を常時3人以上雇用している事業所等
 - (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
 - (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請又は推薦があった場合
- (2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認める場合

(表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証（様式第3号）を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村の区域にある場合は、当該事業所等が所在している市町村と協議のうえ、当該市町村長と連名で表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を交付した市名、交付された年月等を付して、表示証を事業所等の見えやすい場所に表示するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村の区域にある場合は、前項の表示の他に、当該事業所が所在する市町村の名称も併せて付することができるものとする。

3 表示証は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告に表示することができるものとする。

(表示証交付整理簿の備付け)

第8条 市長は、表示証の交付に際して、南砺市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第4号）を備え付け、表示証を交付する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、認定の日から2年とする。ただし有効期間中に認定を取り消されたときは、取消しの日までとする。

2 表示の効力が失効した事業所等については、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止若しくは休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により認定を受けたとき、又は協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事業所等に対し認定を取り消した理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所を認定したときは、協力事業所の名称、南砺市消防団への協力内容その他の事項について、公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第12条 市長は、協力事業所を南砺市表彰規則（平成16年南砺市規則第177号）に基づき表彰することができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、協力事業所の表示制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。